

赤井委員

本会議の一般質問で小野寺議員の方からアレルギー疾患等について質問させていただきました。この点について何点か質問いたします。

公明党は以前からアレルギー疾患等について継続してやってきましたが、このときにも話がありました、昨年の調布市での給食でのアレルギー事故等に対しての緊急時の対応などなどについての質問をしたわけですが、新年度の予算、事業名の中で主な事業という形なんです、アレルギーという言葉が見当たらないんですが、アレルギー疾患対策等について新年度でどのように考えているのかお聞かせください。

健康増進課長

これまでの取組も含めてということでございますけれども、まずアレルギーの現状ということでございます。我が国では、2人に1人が何らかのアレルギー疾患に罹患していると言われており、県民の関心も非常に高い状況にあるというふうに認識しているところでございます。また、アレルギー疾患の研究によりまして、発症メカニズムの解明が進みつつありますけれども、生活改善や、治療により的確に自己管理できる環境を整えていくことが我々としては重要であるというふうに考えているところでございます。

県といたしましては、患者の家族が適切な治療が受けられるようにするとともに、予防や症状の軽減に関する正しい知識の情報が得られるよう、情報提供や相談等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

まず、医療提供体制ということでございますけれども、アレルギー疾患の中核となる医療機関として、国のアレルギー診療の中核を担っております国立病院機構相模原病院、それから子供の専門医療機関である県立こども医療センターを指定しているところでございます。また、地域における医療提供体制といたしましては、日本アレルギー学会認定教育施設や大学病院など専門医療機関としまして、県内で29の病院を指定しているところでございます。

また、情報提供相談体制でございますけれども、患者やその家族の方が症状に合った適切な治療が受けられることができますよう、各保健福祉事務所の相談窓口、県のホームページなどでアレルギー疾患に関する情報提供をしているところでございます。また、相談窓口で対応する保健師、栄養士などを対象といたしました講習会を開催するなどしております。

赤井委員

いろいろなことをやっているようなんですが、事業の名称という形で出ていないという点がちょっと不満だなという、こういうように私は思っております。それで、厚生労働省の方のアレルギーの患者数ということでいきますと、乳幼児が4.9%、小学生が2.6%ということで、小学生より乳幼児の方がアレルギーの影響

が非常に大きいという、こういうような統計が出ています。そういう意味で、乳幼児に対しての対応が非常に重要になってくると思うんですが、神奈川県としてどのように取り組んでいるのか。ちなみに、横浜市では全保育所に対応のマニュアルを配付するという、こういうふうな報道も出ておりました。県としての取組について伺います。

次世代育成課長

保育所での取組ということでお答えをさせていただきます。

近年、保育所では気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、そういったアレルギー疾患を持つ園児が増加傾向でございまして、対応に苦慮をしてきたところなんですけど、平成 23 年 3 月に、厚生労働省で保育所における適切なアレルギー対応を進めるために、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインというものを取りまとめております。

県では、まず平成 23 年度からこのガイドラインを保育所に普及、理解を深めていただくための研修を実施しております。平成 23 年度は、まず当時、現在よりも使い勝手が幅広かった安心こども基金を活用いたしまして、大規模な研修を私ども行わせていただきまして、570 名ほどの保育所の栄養士さん、あるいは保育士さんに御参加いただいたところです。加えまして、かながわボランティア活動推進基金 21 を活用いたしました NPO との共同事業といたしまして、平成 23 年度からこのガイドラインの普及啓発のための研修事業を行っております。こちらでは、その専門医による説明、講義等に加えて、アナフィラキシーショックが発生したときの実際の実物を用いた訓練なども実施しております。こちらは、昨年度は 550 名ほど、今年度は 350 名ほどに御参加いただいているところです。

来年度につきましても、こういった集団研修に加えて、実際にアレルギーのお子さんがいらしてお困りの保育所に、専門家を派遣して、より実践的で具体的な研修の実施をしていく予定としております。2 月 28 日に神奈川新聞に掲載されました横浜市の保育所の職員向け対応マニュアルについてですが、平成 25 年度に作成予定ということで、具体的な内容は未定ということでございますので、横浜市の取組の進捗を逐次情報収集いたしまして、必要に応じて参考にさせていただきたいと、そのように考えております。

赤井委員

横浜市の保育所が県域の保育所よりも結構多いという形でいけば、神奈川県全体としてみれば、横浜市がやってくれるということは、県全体としての対応という点では非常にいいのかなというふうにも思います。

いずれにしても、この食物アレルギーについての対応という点では、緊急性もありますし、また家庭の問題もあるし、保育所、学校、消防、いろんな絡みが出てくると思います。そういう意味で、再質問の知事からの答弁では、アレルギー先進県として先進的な動きを、とにかく神奈川県としては進めていきたいと、こういうふうにも言っておりましたけれども、今言っていた点については来年度やるということなんですけど、来年度以降、その次、再来年以降についての流れ、

これについては今のところ何か考えている点があるでしょうか。

健康増進課長

研修関係、県民への普及啓発ということでございますけれども、当日の議員の御指摘の中で、NPO法人との協調の事業等について、事業の年限が来てしまうというような御指摘がございました。そういったことから、そのNPO法人の方でもこれまで得た経験とか知識は、貴重なものというふうに考えておりますので、私どもとしてもそういった法人の知恵をお借りしながら、研究事業を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

赤井委員

来年度以降もそういう方向で考えていただけるということでありまして、また、さっきも申し上げたように、アレルギー先進県として神奈川県が今の保健、教育、消防、専門家、それからNPOなどとの緩やかな連携ということも知事もおっしゃっていましたので、是非この緩やかな連携で何ができるのか、是非時間をかけながら、でも早くこういう体制をつくっていただきたいということを要望いたします。

それからもう一点、一般質問の中で、障害者の地域生活支援の推進プログラム大綱等についてのお伺いをいたしました。緊急財政対策の一環として、やはり障害者の地域生活支援の推進に対しての補助金の若干の削減、それから市町村補助金の削減等々、いろいろありました。更には、平成26年度を目どに交付金化を検討する、こういうふうにも言われております。プログラム大綱は平成26年度までというような約束だったと思うのですが、その辺の整合性はどういうふうになっているのでしょうか。

障害福祉課長

お尋ねいただきました障害者地域生活支援プログラム大綱は、円滑な障害者の地域移行のために現状と課題を明らかにして、平成22年度から26年度まで5年の取組の方向を示したものでございます。したがって、平成26年度までは引き続きプログラム大綱に沿って、障害者の地域生活支援を推進してまいりたいというふうに考えております。

赤井委員

交付金化ということになりますと、そこら辺は担保が非常に難しくなるのではないかなというふうにも思うんですが、まずその前に、新年度の予算で前年度との相違、この活用額についてどの程度あったのかお伺いします。

障害福祉課長

小野寺議員の一般質問で御指摘いただきましたとおり、平成25年度当初予算におけるプログラム大綱への見直し財源、在宅重度障害者手当の見直し財源の活用額は14億9,504万円、約15億円となっております。

赤井委員

約15億円ということは、手当の支給額が37億円減ってしまっているわけで、例えば、細かい点でいきますと、在宅障害者福祉対策の推進事業補助金、これが

2億4,873万円あったものが、2億2,222万円ということで、2,650万円ほど減額されております。こういうような形で徐々にこういう形で減らされ、更にはまた平成26年度以降交付金ということになりますと、いずれなくなってしまうのではないかと、こういうふうな懸念があるんですけども、この辺についてはプログラム大綱の変更を考えると、そんなことはないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

障害福祉課長

プログラム大綱の取組と申しますのは、障害者の地域生活を支えるための基盤整備だとか、仕組みづくりだとか、人づくりを進めようとするものでございます。そうした取組の成果が具体的なサービスの利用という形で、一人一人の障害者に届いていくということで、このプログラム大綱の取組で一番重要なことは、必要な人に必要なサービスが行き届くということだというふうに考えております。そんな中で、小野寺議員の一般質問に対する答弁の中で知事がお答えいたしましたとおり、この3年間でホームヘルプサービスの利用者は3割増えておりますし、グループホームの利用者数も2割増、短期入所の利用者数も3割の増というふうになっています。この中には、これまでのサービスを利用することが難しかった、医療的ケアが必要な方だとか、精神障害者の方も含まれているということです。

このサービス提供に係る県の障害者自立支援給付費の負担金というのは、3年前、プログラム大綱の時期の、平成22年度の当初予算で190億円だったんですが、平成25年度の当初予算では344億5,000万円という形になっております。3年間で1.8倍、額にして150億円予算を増やしているわけでございます。このプログラム大綱の取組が確実にサービスの利用につながっていること、そして、その危機的な状況にあっても、財政的な状況にあっても、県がそれをしっかり支えているということを是非御理解いただきたいと思っております。

プログラム大綱の取組は、今後サービスの拡充、国の制度改正なども含めて必要十分な規模を今後検討してまいるといことになるかと思っております。

赤井委員

特にこの団体に対しての補助金が削減され、更には平成26年度以降交付金化と、こういうことで、特に団体の方も疑問を持って、また危惧をしているわけなので、私たち議員の方に様々な要望が上がってきておりますが、その辺についてはどのような形で団体に対して説明をしておりますか。

障害福祉課長

予算の記者発表と同時に、市町村、あるいは障害者施策説明会という形で、私どもが対応しております障害関係団体78団体に対して予算説明、あるいはこの緊急財政対策における県の取組について詳細に説明いたしたところでございます。その中で、やはり委員御指摘のように交付金化のお話だとか、団体への補助金の削減、やはり不安の声は寄せられております。

赤井委員

団体もしぶしぶという形だと思いますが、と同時に、平成26年度以降交付金化

ということになりますと、今度は市町村単位でこういうようなものが支給されるということになりますと、市町村がしっかりと認識をした上で、こういう事業に使っていただかないと、交付金化ですからどんどん削減されてしまうということも考えられるんですが、市町村に対しての手の打ち方はこれからどうしていくつもりですか。

障害福祉課長

緊急財政対策で交付金化を検討することとされた障害福祉関係の事業、いずれも障害者の地域生活支援に重要な役割を果たしている事業だと認識しております。また、これらの事業、多くがその障害者やその家族、支援者などの意見を聞きながら県が市町村と協力してつくり上げてきたものだというふうな認識でございます。交付金化の検討に当たりましては、これらの事業を創設した目的とか理念、しっかりと踏まえてその趣旨が損なわれることなく今後も引き継いでいけるような仕組みにすることが重要だというふうな認識を持っております。

市町村との検討の場となる県・市町村間行財政システム改革推進協議会の事務局は総務局となつてございますので、事業担当部局である我々とも情報共有を図りながら検討が進められていくものと考えてございます。

赤井委員

市町村に行ったら、交付金ということで、障害団体等々に対しての手が本当に先細ってしまうというようなことがないように、県の方でその辺についてはしっかりと掌握していただきたいと思ひます。

もう一点確認しておきたいんですが、先日の神奈川新聞に、介護サービス大手が横浜市で運営する認知症高齢者グループホームでの骨折事故の件数が市の平均件数の2倍というような記事がありました。市では事業者の個々の骨折事故の状況は把握していたそうなんですが、法人の問題として捉える意識が足りなかったとありますけれども、この介護サービス事業者個々の指導、それから同一の法人が運営しているいろいろな別の事業所の全体を見る、こういう視点が必要だと思ひうんですけれども、その辺についてはどう考えているのでしょうか。

介護保険課長

本県で指定や指導をしております事業者に対しましては、当該事業所を設置している法人全体の組織を視点に入れながら監査等を実施しているところでございます。現に、通所介護事業所で指定基準違反が疑われるという事業所に対する監査に際しましては、当該法人の事業所が設置されている複数市町村と協調して、同一日に法人事業所に一斉に監査に入るといったような対応もとっているところでございます。

県といたしましては、事故だけではなく不正が疑われるような場合についても、同一法人の他の事業所の指定を行っている自治体への情報提供、それを含む支援は必要であるというふうに認識しているところでございます。

赤井委員

市町村が指定する地域密着型サービス事業所ということなので、法人それぞれ

から上がってきているそういう事故の状況等については、大体市町村がつかんでいるんでしょうけれども、県全体で各市町村にその事業所がいろいろと何箇所か展開していた場合、それを取りまとめて、県としてきちっと把握をしなければいけないと思うんですが、その辺については今どういう状況になっていますか。

介護保険課長

委員がおっしゃるように、地域密着型の事業所に対しましては、市町村が個別に指導をしておりますので、県としてはなかなか指導できないというようなことがございます。しかしながら、国におきまして、法人全体に対する適切な実地指導や監査のために、複数自治体に関するような案件につきましては、関係市町村等への情報提供等に配慮されたいというような通知もございます。これを受けまして、県といたしましても、市町村に対して市町村域をまたがって事業展開している法人事業所の情報を共有するなどの対応をお願いしているところでございます。そのため、市町村から、例えば大手法人に関する情報が県に寄せられるというようなこともございますので、適切に運用されているというふうには考えておりましたが、今回の事例を見ますと不十分な部分もあったものと認識をしているところでございます。

赤井委員

事故が起きてから不十分だったという、これは想定外という言葉はこれから使えないとよく世の中で言われておりますけれども、こういうことも実際に起こってしまったわけですから、県として各市町村でつかんでいる法人、それを串刺しにして、神奈川県として、この法人は余りにも多いなとか、こういうのをつかむのは当たり前だと思うのですが、これから神奈川県としてどういうふうな形で対応していくつもりですか。

介護保険課長

県といたしましては、グループホームなどの地域密着サービス事業者に対しまして直接の指導権限を有しているわけではございませんけれども、サービス事業者からの事故報告を市町村を通じて県に上げていただいているということもございますので、その点を踏まえまして、市町村に対しましては、市町村域をまたがるような事業所を設置している法人、事業所におきましては、事故等の際には法人に属する事業所全体で把握するというようなことの必要性について、先日、注意喚起の通知を発出させていただきました。また、各市町村から2件以上の骨折事例がある場合には県に報告をしていただき、県が法人ごとに集計して、その結果を各市町村に返しまして、指導の際の資料として活用していただくことを考えております。さらに、その集計の結果、必要があれば、関係市町村と協調して、その該当の事業所に一斉指導を行うというようなことも検討してまいりたいと考えております。

赤井委員

当たり前のことなので、早速各市町村に情報提供をして、それを串刺しにして、各法人ごとの状況についてはしっかりと把握をして、今の監査指導というんです

か、立入検査というんですか、こういうものをしっかりとやっていただきたいと
お願いして、私の質問を終わります。